

広島県告示第二百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

山本八丁目二六地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを平成十七年三月二十八日広島県告示四百五十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱六号と同一とする。また、標柱一号は告示で指定した標柱六号と七号を結んだ線に存し、標柱三号は告示で指定した標柱五号と六号を結んだ線に存する。

郡市・区	町	地番	標柱番号
広島市安佐南区	山本八丁目	四一四番一	標柱一号及び四号
		四一五番	標柱二号
		甲一四二七番一	標柱三号
		四一二番	標柱五号
		一〇〇六番	標柱六号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

梢台団地地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市安佐北区	可部町	桐原	寺側	一四九九番四	標柱一号
				一四九九番一	標柱二号

可部町	大林町	
桐原		
山田	山手	
二二五八番五	七二八番	一四九七番一
標柱六号	標柱五号	標柱三号及び四号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

山根地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

		郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
		広島市安佐北区	可部町	桐原	山根	八三八番	標柱一号
						八三二番二	標柱二号
						八三二番一	標柱三号
						一六二四番一	標柱四号
						一六二五番	標柱五号
						一六六二番一	標柱六号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

桐原五〇一地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

		郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
		広島市安佐北区	可部町	桐原	高地神	五〇五番二	標柱一号
						五一六番	標柱二号

四九五番	四九四番	四九三番一	四九二番	五〇二番	五〇四番二
標柱二号及び四号	標柱五号	標柱六号及び七号	標柱八号	標柱九号	標柱一〇号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

三入南二丁目一九地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区						広島市安佐北区					
町						三入南二丁目					
大字						桐原					
字						山根			吉見谷		
地番		八五二番地先 里道敷		八五八番一		八五〇番		一六七九番		一七二九番一	
標柱番号		標柱一号		標柱二号及び三号		標柱四号、五号及び六号		標柱七号		標柱八号	